

将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものとされた事例

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷
【裁判年月日】 平成28年12月8日
【事件番号】 平成27年(受)第2309号
【事件名】 損害賠償等請求事件(厚木基地騒音訴訟(第4次))
【裁判結果】 一部棄却、一部破棄、一部訴訟終了
【参照法令】 国家賠償法2条1項、民事訴訟法135条
【掲載誌】 裁時1665号5頁

LEX/DB 文献番号 25448307

事実の概要

本件は、米国海軍及び海上自衛隊が使用している厚木飛行場の周辺住民X(原告・控訴人=被控訴人・被被告人)ら6,993名が、本件飛行場に離着陸する航空機の騒音により身体的・精神的被害を受けているとして、Y(国・被告・控訴人=被控訴人・被告人)に対し、国家賠償法2条1項に基づき、過去及び将来の損害賠償を求めると共に、Xらのうち75名がこれに加えて人格権に基づき航空機の離着陸等の差止めを求めた事件である。

第一審(横浜地判平26・5・21判時2277号123頁)及び原審(東京高判平27・7・30判時2277号84頁)は、ともに自衛隊機の差止請求を却下¹⁾、米軍機の差止請求を棄却、過去の損害賠償請求を一部認容した。そして本評釈の対象である将来の損害賠償請求について、第一審は訴えを却下したが、原審は、口頭弁論終結後も米海軍空母艦載機の岩国移駐が予定されている平成29年より控えめな平成28年12月31日までの約1年8ヶ月間に限り請求適格を肯定し、請求を一部認容する判決を下した。これに対しYが上告受理を申し立てた。

判決の要旨

破棄自判。

「(1) 継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権については、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初め

てこれを認定することができ、かつ、その場合における権利の成立要件の具備については債権者においてこれを立証すべきであり、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものは、将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものと解するのが相当である。そして、飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、将来それが具体的に成立したとされる時点の事実関係に基づきその成立の有無及び内容を判断すべきであり、かつ、その成立要件の具備については請求者においてその立証の責任を負うべき性質のものであって、このような請求権が将来の給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものであることは、当裁判所の判例とするところである」。(最大判昭56・12・16民集35巻10号1369頁〔大阪国際空港訴訟、以下大法廷判決と略す〕、第一小判平5・2・25民集47巻2号643頁〔厚木基地訴訟〕、第一小判平5・2・25裁判集民167号359頁〔横田基地訴訟〕、第三小判平19・5・29裁判集民224号391頁〔横田基地訴訟〕を引用。)

「(2) したがって、厚木海軍飛行場において離着陸する米海軍及び海上自衛隊の各航空機の発する騒音等により精神的又は身体的被害等を被っていることを理由とする被告人らの上告人に対する損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、その性質上、将来の

給付の訴えを提起することのできる請求権としての適格を有しないものというべきである。」

裁判官小池裕の補足意見

「当裁判所の判例は、……航空機の騒音等に係る損害賠償請求権は、その性質上、上記（筆者注：将来の給付の訴えを提起することができる）請求権としての適格を有しない」としているものである。

「防衛施設である厚木海軍飛行場の騒音の状況はその時々予測し難い内外の情勢あるいは航空機の配備態勢等に応じて常に変動する可能性を有するものであり、過去の事情によって、将来にわたって一定の航空交通量があることを確定できるものではないことを否定できず、施設使用の目的や態様が公共的な要請に対応して変化する可能性を内包するものというべきである。そのため、たとえ一定の期間を区切ったとしても過去の事情に基づき上記航空機の騒音等に係る損害賠償請求権の将来分の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することは困難であるといわざるを得ない。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、大法廷判決及びそれと同旨の判決にしたがい、航空機騒音について将来の損害賠償を求める訴えを却下したものである。先例である上記最高裁平成19年判決においては、裁判官5名中2名が反対意見を述べる中、多数意見は大法廷判決の「飛行場等において離着陸する航空機の発する騒音等により周辺住民らが精神的または身体的被害等を被っていることを理由とする損害賠償請求権のうち事実審の口頭弁論終結の日の翌日以降の分については、……将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有しない」とする結論命題こそが「判例」として拘束力を持つとして訴えを却下したが、本判決は全員一致でこの平成19年判決の多数意見を踏襲することを示した。航空機騒音被害についての将来の損害賠償請求は、大法廷の示す3要件の該当性を判断するまでもなく、定型的に請求適格を否定することを改めて示した点に本判決の意義があると考えられる。

二 将来の給付の訴えとは

将来の給付の訴え（民法135条）が認められ

るためには、明文の規定のある「必要性の要件」に加えて、「請求適格の要件」を満たさなければならない。訴えの利益を肯定して本案判決をするからには、請求権の成立や内容が相当程度確実であることが求められるのである。例えば、期限付請求権は、履行期が到来していないだけで口頭弁論終結時に請求権自体は既に確定的に発生しているため、請求適格を認めることに問題はない。この他、停止条件付請求権や、実務上、不動産の不法占有者に対する明渡しまでの賃料相当損害金請求が頻繁に認められている。他方、議論の対象となっているのが、本件の対象である騒音公害等の継続的不法行為に基づく損害賠償請求権である。

三 従来判例及び学説

航空機騒音に関する大規模訴訟についての先例となったのが前記大法廷判決である。法廷意見では、将来給付の訴えが例外的に認められるものに過ぎないことを示した上、継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求権についても、①請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予想されること、②請求権の成否及びその内容について債務者に有利な事情の変動があらかじめ明確に予測しうる事由に限られること、③この事情の変動について債務者に請求異議の訴え提起という負担を課しても不当とはいえないことという3要件が満たされる場合に請求適格が認められるが、空港周辺の騒音被害による損害賠償を求める当該事件において、要件①は存在しても、要件②③については存在しないとして訴えを却下した。これに対しては団藤裁判官の反対意見があり、「最小限度の被害の発生が確実に継続するものと認められる期間を控えめにみてその終期を定め」て将来給付の請求を認めるべきとした。最高裁はこの後、自衛隊機及び米軍機の離着陸に基づく騒音被害に関する第1・2次横田基地訴訟、第1次厚木基地訴訟において、特に理由を付さずに将来の損害賠償の訴えを却下した（上記平成5年判決）。

これらの判決に対し、判例の結論に理解を示す有力説も存在するものの²⁾、学説の多くは大法廷判決の要件が厳しすぎると批判し、請求適格を肯定すべきと主張した³⁾。その主な理由としては、⑦長期にわたり被害が継続しているにもかかわらず被害者に繰り返し提訴を強いることは被害者保

護の趣旨にもとること、①不動産の不法占有と質的な区別が困難であること、②原告と被告との訴訟に投入可能な資源に格差があること、③将来請求に間接強制機能があること等である。そして将来給付の訴えを適法とするか否かは、結局において、訴えを却下することで原告に再訴の負担をさせるか、それとも要件を緩和して請求を認め、将来において予想と異なる事態が生じた場合に被告に請求異議の訴えの負担をさせるかの利益衡量の問題であるとし、④被告側が損害防止策を講じれば損害賠償義務を免れることができるのであれば被告側に事情変更に基づく起訴責任を課すことが公平であること、⑤相当な損害額の認定（民訴法248条）や確定判決の変更を求める訴え（同117条）の類推適用が可能であることを挙げ、要件②③を緩和すべきと主張した。また、将来請求について付される終期は侵害行為の継続可能性を正確に反映したものである必要はなく、原告の利益と被告の負担を調和させるために裁判所が適切な期間を定めればよいとし、結論において多くの学説が団藤裁判官の反対意見に賛成した。

大法廷判決以降、同様の事案で訴えを却下する下級審判決が続いたが、その後、判決言渡しまでの将来分につき損害賠償請求を認めたのが、東京高判平17・11・30（判時1938号61頁）〔横田基地訴訟〕である。その上告審である前記平成19年最判の多数意見は、最終的には原判決が大法廷判決の結論命題（＝狭義の判例）に違反するという形式的な判断であったものの、5人の裁判官全員が詳細な個別意見を付した。田原裁判官は反対意見において、要件②につき（i）平成10年以降、騒音等の被害状況に変動はなく、変動事由は（ii）住宅防音工事による減額と（iii）原告の転居という客観的で明白な事由に限られており、かかる事実について加害責任を負う被告に立証の負担を課すことは不当でない（要件③）とし、また那須裁判官も反対意見において、原告らの転居といった事情の変動については請求異議の訴え提起の負担を被告に課しても不当ではなく、また大法廷判決における将来の給付請求に関する判例の射程距離は、本件のように将来の損害賠償の期間を短く限定した場合にまで及ぶものではないとした。これに対し、藤田裁判官は補足意見において、大法廷判決の要件が厳格すぎることを認めて原判決を実務上の工夫と評価しつつも、防衛施設である横田

飛行場の騒音の状況はその時々国際情勢や我が国の防衛力の整備状況等に応じて常に変動する可能性を有するため将来にわたり一定の航空交通量があることを確定できず、また、周辺住民の移動状況のデータから将来の被害について高度の蓋然性を見いだすのは疑問であるとした。

このような状況を受け、学説からは判例変更への期待が寄せられた。そして主に要件③の変動事由についての立証の負担につき具体的検討が加えられ⁴⁾、被告の負担軽減のために停止条件付請求権と構成することで、原告は条件成就を証明して執行文の付与を受けるべきこと等が主張された。

そして本件の原判決も、期間を区切った上、要件①を肯定、要件②の変動事由については、これまでの厚木基地訴訟判決で明確にされた（i）航空機騒音の状況、（ii）住宅防音工事の実施状況、（iii）原告の転居・死亡の3点を考慮すれば足り、あらかじめ明確に予測しようとした上、要件③について、（i）（ii）に加え、（iii）についても債権者と債務者の利益衡量の上、Yに証明負担を課すことが格別不当とまでいえないとし、大法廷判決の3要件が満たされるとして、横田基地訴訟高裁判決に引き続き請求適格を肯定した。

なお、近隣住民が工場の騒音被害に基づき将来の損害賠償を求めた小規模な生活環境訴訟では、訴えは適法とされ（大阪地判昭62・3・26判時1246号116頁等）、他方、土地の共有者の1人がこれを第三者に駐車場として賃貸して得る収益につき、他の共有者がその持分割合を超える部分の将来分の不当利得返還を請求した事案では、判例は大法廷判決の判断枠組みにしたがい、訴えを不適法とした（最判昭63・3・31裁判集民224号391頁、最判平24・12・21裁判集民242号117頁）が、学説は昭和63年判決の結論に批判的である⁵⁾。

四 比較法からの検討

母法ドイツ法に目を転じると、ZPOは将来給付の訴えにつき慎重な態度をとる⁶⁾。被告の保護を重視し、不法行為に基づく損害賠償請求権のような将来の請求権や条件付請求権は、その発生が不確かであるため、将来の支払いまたは明渡しを求める訴えについて規定する257条、反復的給付の訴えについて規定する258条の適用対象とはならない。そして将来給付の訴えの原則規定である259条においても、「不履行のおそれ」の要

件の他、判例により請求権の種類に絞りがかけられ、将来の請求権は認められず、条件付請求権は「将来の給付義務が——判決に記載される条件を別として——その存続において確実であること」という要件が追加される。さらに終期や解除条件も確実かつ容易に確認できなければならない。不動産の不法占有者に対する明渡しまでの損害賠償請求については、権利保護の効率性から例外的に、259条により過去の損害賠償と同時に請求する場合に限り認められる（BGHZ42, 28, 31）が、その他に継続的不法行為に基づく損害賠償請求を認めた裁判例は見当たらない。

ドイツにおいては、できうる限り将来の実体法上の権利に沿うよう、請求権を類型化し、類型ごとに細かく要件・基準を設け、請求権の存在の確実性を期しており、それにより将来において被告の義務がないにもかかわらず履行を命じることで被告が請求異議の訴えや変更の訴えの提起を強いられることを排除している。被告によりそれらの訴えが提起されるのは、解除条件付請求権、反対給付に係る請求権を除き、確実に請求権の存在が予測されたにもかかわらず、例外的に事実が判決時の予測と異なる発展を遂げた場合に限られる。つまり被告の保護が図られる範囲内で請求を認めているといえる。オーストリア法に至ってはさらに要件は厳しく⁷⁾、これらと比較すると大法院判決の3要件は決して厳格とはいえない。そもそも将来の給付の訴えは、高田教授の指摘するごとく⁸⁾、現在の法律関係を確定することにより、(将来の)給付義務を確定できる場合を想定するものであったのだろう。本件において、その時々騒音の状況や将来の原告の居住状況は、本来、不法行為の成立要件であり、証明責任は原告にある。加えて、変動事由としては、原審で認定されたものの他、防衛施設ゆえの潜在的要因もあり、受忍限度論も考え合わせると、常に確実かつ容易に確認できるか疑問である。それにもかかわらず請求を認め、事情の変動を権利成立阻却事由として被告に主張・立証させることは、継続的不法行為に基づく将来の損害賠償請求のみを本来の原則から大きく逸脱させることになるのではないか。それにより、請求異議の訴え提起やモニタリング・コストの負担のみならず、提訴時期は変動事由の発生より遅れるため、実体法上の債務より多くの金銭の支払いを被告に強いることになりかねない。

なお、ドイツでは、立法者が重視した扶養料請求権のように、将来の存続が確実でありながら形式的な類型化によると適法性に問題が生じるため、その基準が議論されている請求権もある。またそのように複雑化した類型が却って将来給付の訴えの提起を困難にしているとの指摘もある。予測可能性の観点からは類型化にメリットがあるが、重要なのは確実性であり、将来予測の確実性の程度が異なるのであれば形式的な類型にとらわれずに適法性が判断されなければならない。小池裁判官の補足意見を前提とするなら、将来、航空交通量が一定である民間空港について将来給付の訴えが提起された場合、大法院判決は再検討の余地があるのかもしれない。

●注

- 1) 同時に下された行政訴訟の判決では、自衛隊機につき、午後10時から翌日午前6時までやむを得ないと認める場合を除き飛行差止めが認められている。
- 2) 高橋宏志『重点講義民事訴訟法・上〔第2版補訂版〕』（有斐閣、2013年）357頁。
- 3) 伊藤真「将来請求」判時1025号（1982年）24頁、角森正雄「将来の給付の訴えについて」富大経済論集27巻3号（1982年）90頁、田原睦夫「判批」民商87巻4号（1983年）594頁、上北武男「将来給付の訴えおよび差止請求の訴えにおける訴えの利益」中野古稀『判例民事訴訟法の理論・上』（有斐閣、1995年）300頁、松浦馨「将来の不法行為による損害賠償請求のための給付の訴えの適否」前掲中野古稀214頁、川嶋四郎「判批」法教221号（1999年）41頁、笠井正俊「判批」民訴百選〔第3版〕59頁（2003年）等。
- 4) 山本和彦「判批」判時1999号（2008年）169頁、安西明子「判批」リマックス37号（2008下）115頁、梅本吉彦『民事訴訟法（第4版）』（信山社、2009年）343頁。
- 5) 井上治典「判批」判タ706号（1989年）276頁、坂口裕英「判批」民商99巻4号（1989年）560頁等。
- 6) 角森正雄「ドイツ民事訴訟法257-259条における将来の給付の訴えについて」富大経済論集31巻3号（1986年）381頁、拙稿「ドイツにおける将来の給付の訴えの適法性について(1)(2)」旭川大学経済学部紀要69号（2010年）27頁、72号（2013年）33頁。
- 7) 拙稿「オーストリア法における将来の給付の訴えの適法性について」旭川大学経済学部紀要67＝68号（2009年）1頁。
- 8) 高田裕成「将来の法律関係の確定を求める訴えとその判決の既判力」伊藤真ほか編『民事手続法学の新たな地平』（有斐閣、2009年）175頁。